

函館市特定教育・保育施設療育支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市特定教育・保育施設療育支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定（以下「支給認定」という。）を受けた子どものうち、特別な支援が必要な子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合（以下「療育支援事業」という。）において、市内に所在する法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）が「特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）」に基づく教育・保育給付の算定対象となる職員数を超えて、保育士，幼稚園教諭および保育教諭等（以下「保育士等」という。）を配置するために必要な費用の一部を補助することにより，児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象となる子ども)

第3条 前条に掲げる特別な支援が必要な子どもは，次に掲げる各号のいずれかに該当し，かつ，日々通園し，教育・保育における集団活動に参加することができることとする。また，別表1に掲げる施設の種類に応じた対象となる子どもの支給認定の区分および対象となる子どもの必要数に該当するものであることとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15

条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている子ども。

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づき、療育手帳の交付を受けている子ども。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）。

(4) 公的機関（児童相談所、保健所、精神衛生センターまたは心身障害者総合相談所に限る。）からの判定、または医師から障がいがあると診断を受けた子ども。

（保育方法）

第4条 療育支援事業は、対象となる子どもの特性等に十分配慮して、必要に応じて個別指導を行うものとする。

（保育士等の配置等）

第5条 療育支援事業の実施にあたっては、専門的な知識、経験を有する保育士等を、対象となる子どもを教育・保育における集団生活に参加するうえで支障が出ない範囲で配置するものとし、かつ対象となる子どもの特性に応じて、必要な設備および遊具等が備わっていることなど、受け入れ体制を整えなくてはならない。

（管外受け入れの取扱い）

第6条 対象となる子どもには、児童福祉法第56条の6第1項に基づき管外受け入れを承諾した子どもも含めることとする。

2 前項に掲げる子どもの費用負担および事務処理等については、当該子どもの居住する市町村との協議書の締結をもって処理するものとする。

（状況報告）

第7条 市長は、当該事業の実施状況に関し、必要に応じ特定教育・保育施設の長に報告を求め、または調査することができ

る。

(補助金の交付額)

第8条 療育支援事業を行うために必要な運営経費として、予算の範囲内において、別表2に定める補助基準月額に、対象となる子どもの数にその在籍する月数を乗じたものを乗じて得た額を補助金として交付するものとする。

2 前項の対象となる子どもの数は、月初日に在籍している人数によるものとする。

(事業実施の承認申請)

第9条 療育支援事業を実施しようとする者は、事業実施前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市特定教育・保育施設療育支援事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業実施の承認を受けなければならない。

(1) 療育支援事業実施計画書(別記第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(承認の通知)

第10条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業を承認したときは、別記第3号様式「函館市特定教育・保育施設療育支援事業実施承認通知書」により、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に係る添付書類は、規則第9条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 療育支援事業実施状況調書(別記第4号様式)

(2) 事業実施承認通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の補助金等交付申請書等を提出したことで、規則第17

条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、療育支援事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月11日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

施設の種類		対象となる子どもの支給認定の区分	対象となる子どもの必要数
幼保連携型 認定こども 園	学校法人立	2号および3号	1人以上
	学校法人立以外	1号～3号	1人以上
幼稚園型認定こども園		3号	2人以上 ※1号および2号も含めて2人以上でも可(補助対象は3号のみ)
保育所型認定こども園		1号	2人以上 ※2号および3号も含めて2人以上でも可
		2号および3号	1人以上
保育所		2号および3号	1人以上

別表 2 (第 8 条関係)

補助基準月額
70,000円

別記第 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 団体名および

代表者氏名

函館市特定教育・保育施設療育支援事業実施承認申請書

年度において函館市特定教育・保育施設療育支援事業を実施したいので、函館市特定教育・保育施設療育支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 療育支援事業実施計画書（別記第 2 号様式）

別記第2号様式（第9条関係）

療育支援事業実施計画書

施設名（ ）

月	人員	補助単価	補助金額
	人	円	円

年間補助金額合計

別記第3号様式（第10条関係）

函 子 サ

年 月 日

様

函館市長

函館市特定教育・保育施設療育支援事業実施承認通知書

年 月 日付けで申請のあった函館市特定教育・保育施設療育支援事業については、内容審査の結果、下記のとおり承認したので、函館市特定教育・保育施設療育支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知する。

記

- 1 承認年月日 年 月 日
- 2 事業開始年月日 年 月 日

別記第4号様式（第11条関係）

療育支援事業費補助事業実施状況調書

施設名（ ）

(ふりがな) 児童名 生年月日	入所期間	補助対象 入所月数	補助単価	補助金
() .	. ~ .	か月	円	円
() .	. ~ .	か月	円	円
() .	. ~ .	か月	円	円
() .	. ~ .	か月	円	円
() .	. ~ .	か月	円	円